

告示

埼玉県告示第七百五十四号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

イ N―（一）―〔二〕ヒドロキシ―二―（チオフェン―二―イル）エチル〕ピペ
リジン―四―イル〕―N―フェニルプロパンアミド（通称名β―Hydrox
ythiofenantanyl）及びその塩類
ロ メチルⅡ二―〔一〕―（四―フルオロブチル）―一H―インドール―三―カル
ボキサミド〕―三・三―ジメチルブタノアート（通称名四F―MDMB―BI
CA、四F―MDMB―BUTICA）及びその塩類

二 効力発生の日

令和三年六月十八日